

平成23年(2011年)12月13日



# 埼玉県報

第 2 3 4 7 号  
平成23年12月13日  
火 曜 日

## 目次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [圏央道幸手IC\(仮称\)東側地域の整備計画に係る環境影響評価準備書の公告\(環境政策課\)](#)
- [\(仮称\)東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の公告\(環境政策課\)](#)
- [東松山都市計画事業\(仮称\)葛袋土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書の公告\(環境政策課\)](#)
- [和光都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣市北鴻巣駅西口土地区画整理組合の解散認可\(市街地整備課\)](#)
- [上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [事務所の所在またはその業者の確知ができない宅地建物取引業者の県報公告\(建築安全課\)](#)
- [県道佐野古河線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人ソーシャル・クリエイターズ
- 三 代表者の氏名  
竹内 善太
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市大字砂三百五十三番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、社会的にその存在価値を低められている人たちに対しての支援に関する事業を行い、様々な人が共に生きられる社会創りに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人和太鼓文化を伝える会
- 三 代表者の氏名  
改田 雅典
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市大字鯨井千五百二十六番地一（フレグランスハシモトA二百一室）
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、子ども・高齢者・障害者などを含む全ての人々に対して、和太鼓等と楽器を使った各種事業を行うことにより、「文化の伝承」、「子どもの健全育成」、「健康で心豊かな生活づくり」等を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ヒューマンソーシャルハーモニー研究所
- 三 代表者の氏名  
臼井 智香子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県久喜市桜田三丁目十番五十一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域企業や個人に対し、心の病の予防や自殺者の減少の為、こころの健康診断やカウンセリング及び、個人が心の健康を維持できる講習会を実施し、地域の方との交流を目的とした場の提供を行い、心の健康を維持し就業及び学業に従事する事が出来るように、情報提供や相談会、講演会の企画・開催などの適切な支援活動をもって公益の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千四百四十七号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、埼玉県企業局から幸手市の区域内において行われる圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

幸手市産業団地整備推進室

久喜市環境保全課

杉戸町産業団地拡張推進室

茨城県五霞町建設環境課

## 二 縦覧の期間

平成二十三年十二月十三日（火）から平成二十四年一月十三日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び十二月二十九日から一月三日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、吉見町から吉見町の区域内において行われる（仮称）東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

吉見町まち整備課

東松山市都市計画課

坂戸市環境政策課

川島町町民生活課

## 二 縦覧の期間

平成二十三年十二月十三日（火）から平成二十四年一月十三日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び十二月二十九日から一月三日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百四十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、東松山市から東松山市の区域内において行われる東松山都市計画事業（仮称）葛袋土地区画整理事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市都市計画課

滑川町環境課

嵐山町環境農政課

鳩山町生活環境課

## 二 縦覧の期間

平成二十三年十二月十三日（火）から平成二十四年一月十三日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び十二月二十九日から一月三日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第千四百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）鷲宮SC

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番地四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

次のとおり交通渋滞が予測され事故につながるため、出入口を公園側に移設することが望ましい。

- ・ 交差点にあること。
- ・ 片側一車線で道路幅が狭いこと。
- ・ ロータリー及び駐車場を利用する車両のほか、直進・右折車（右折レーンが短い）が一車線に並び、幅がないため追い越すことができないこと。
- ・ 信号機のないそばの小道への出入りが困難となること。

## 二 縦覧期間

平成二十三年十二月十三日から平成二十四年一月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク黒浜店

埼玉県蓮田市大字黒浜字椿山二千七百九十八番七

### ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

## 八 変更年月日

平成二十三年十二月一日

## 二 届出年月日

平成二十三年十一月三十日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十二月十三日から平成二十四年四月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年十二月十三日から平成二十四年四月十三日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千四百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズホーム寄居桜沢店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南二千九百七十番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

浄化槽及びキュービクル設置場所について

浄化槽及びキュービクルの設置位置はどちらも住宅に近接しており、将来的な苦情発生の恐れがあることから、その未然防止として、住宅のない位置への移動や更なる防音対策について考慮願いたい。

（理由）

・ 浄化槽について

浄化槽の機能不良等により、悪臭が発生する場合があります、住宅からの距離がないと苦情につながる恐れがある。

浄化槽のフロアについては計算上、夜間は四十四dBで環境基準の四十五dBを下回っている。しかし、フロアについては経年的な作動により騒音が大きくなる傾向がある。

このため今まで騒音の発生源が無かった場所に音源が新しく設置されることから、近隣住民は音に関して強く抵抗を感じる場合があります、将来にわたる環境基準内の騒音であればよいが、フロアの劣化や不調により、一dB程度の変動は十分考えられ、苦情につながる可能性がある。

このため浄化槽自体の位置の移動又はフロアのカバーを当初から防音仕様にするなどの対策を講じられたい。

・ キュービクルについて

キュービクルについては低周波騒音等の原因にもなるため、低周波騒音対策や設置位置の入念な検討をお願いしたい。

・ 振動対策について

商品の搬入等に伴い貨物自動車等が町道を通行することにより交通振動苦

情が発生するおそれがあることから、振動対策として道路組成等に応じた車両の大きさや重量制限、速度制限等の社内基準等を検討されたい。

二 縦覧期間

平成二十三年十二月十三日から平成二十四年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十四号

測量計画機関の長である南埼玉郡宮代町長庄司博光から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

南埼玉郡宮代町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

南埼玉郡宮代町全域

四 作業期間

平成二十三年五月九日から平成二十四年三月二十三日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十五号

測量計画機関の長である越谷市長高橋努から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（基準点、出来形確認測量）

三 作業地域

越谷市七左第一土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十三年八月三十一日から平成二十四年三月二十三日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十六号

測量計画機関の長である入間郡越生町長田島公子から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間郡越生町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

入間郡越生町

四 作業期間

平成二十三年五月十七日から平成二十四年三月二十三日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百五十七号

測量計画機関の長である埼玉県知事上田清司から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

埼玉県内（五十七市町）中央部、東部、北東部、西部、北部、比企地域

四 作業期間

平成二十三年九月十五日から平成二十四年三月二十三日まで



# 告 示

埼玉県告示第千四百五十八号

測量計画機関の長である川越市長川合善明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（未接道地解消事業）

三 作業地域

川越市大字砂

四 作業期間

平成二十三年七月十九日から平成二十四年三月十六日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	狭山	
市町村名	狭山市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」 「用途地域」	
公聴会 期日及び時間	平成二十四年 一月二十五日 午後二時から	
場 所	狭山市立中央 公民館（埼玉 県狭山市入間 川三丁目一、 一）	
公述申出書 提出期間	平成二十三年 十二月十三日 から平成二十 三年十二月二 十七日まで	
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、狭山市都 市整備部都市 計画課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十三年 十二月十三日 から平成二十 三年十二月二 十七日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、狭山市 都市整備部都 市計画課	

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、  
鴻巣市北鴻巣駅西口土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、上尾都市計画上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 組合の名称

上尾中山道東側地区市街地再開発組合

## 二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十五年十二月

## 三 施行地区

埼玉県上尾市上町一丁目及び宮本町の各一部

## 四 事務所の所在地

埼玉県上尾市仲町一丁目七番八号

## 五 施行認可の年月日

平成十九年十二月二十五日

## 六 変更の内容

設計の概要、事業施行期間及び資金計画

## 七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十三年十二月十三日

# 告 示

埼玉県告示第千四百六十二号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
よしず屋株式会社	石井 規雄	埼玉県所沢市宮本町二丁目二十二番二十五号

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学



路線名	佐野古河線
区 間	<p>加須市小野袋字谷田川通 一七二〇番口地先から</p> <p>同市小野袋字谷田川通 一七二三番イ地先まで</p>
供用開始の期日	平成二十三年十二月十三日
備 考	<p>平成二十三年九月十三日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十七号で告示した区域の供用開始である。</p> <p>堤防開削工事に伴う迂回道路延長一〇・〇メートル</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年四月二十一日

指令川建セ第二二〇一六八〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月八日

川建セ第二三〇〇七八号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字山田字根岸一七〇九番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字山田一七一〇番地

内 田 徳 和

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年九月二十一日

指令川建セ第二三〇〇四七〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月八日

川建セ第二三〇〇八〇号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字金光地五三五二番一八

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字東平一八九一番地三七

加藤 昌弘

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

## 一 許可番号

平成二十三年八月十九日

指令越建セ第二三〇〇二一〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十二月九日

越建セ第三三六 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中百十八番六、百十八番十

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字中百十八番地 折原方

稲田 由美子